（略）	（略）	（略）
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	行政 デジタル・電気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学 農業農村工学 林学 教養	（略）
次に掲げる者 イ　（略） ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　（略） (2)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく短期大学（以下単に「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (3)　（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）
国家公務員採用一般職試験（大卒程度試験）	行政 デジタル・電気・電子 機械 土木 建築 物理 化学 農学 農業農村工学 林学 教養	（略）
次に掲げる者 イ　（略） ロ　試験年度の四月一日における年齢が二十一歳未満の者で次に掲げるもの (1)　（略） (2)　学校教育法に基づく短期大学（以下単に「短期大学」という。）又は同法に基づく高等専門学校（以下単に「高等専門学校」という。）を卒業した者及び試験年度の三月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者 (3)　（略）	（略）	（略）

附　則

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。